

ウ ク ラ イ ナ

	A ル ー ト	B ル ー ト	C ル ー ト
I ルートの種類及び根拠	領事証拠調べ (民訴条約15条)	指定当局証拠調べ (民訴条約8条)	
II ルートの選択基準	日本人に対する場合は原則として本ルート	外国人に対する場合又はAルートで囑託すると証人が出頭しないおそれがある場合	
III 作成すべき文書等(訳文を添付すべき場合は、原文と同じ部数を添付)	1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し1部	1 囑託書 (添付書類を含む) 1 通 写し2部	
IV 訳 文	ウクライナ語又は証人等が解する言語	ウクライナ語	
V 費 用	必 要	原則として不要 ただし、証人、鑑定人に支払われた費用等は必要	